

寒川町立ひまわり教室運営規程

（目的）

第1条 この規程は、寒川町が設置する寒川町立児童発達支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定児童発達支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関することを定めることにより、指定通所支援の円滑な運営管理を図るとともに、通所給付決定保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定を受けた保護者をいう。以下「利用者」という。）及び当該通所給付決定に係る児童（以下「児童」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者及び児童の立場に立った適切な指定通所支援の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者及び児童の意向、児童の特性、障がいの特性その他の事情を踏まえ、5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）との関連性、インクルージョンの観点を踏まえた取組み、支援提供におけるインクルージョンの視点などの児童発達支援ガイドラインに基づく内容の計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき児童に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより児童に対して適切かつ効果的に指定児童発達支援を提供する。

- 2 事業所は、児童の意思及び人格を尊重して、常に当該児童の立場に立った指定児童発達支援の提供に努める。
- 3 事業所は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、神奈川県、寒川町、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努め、保育・教育等移行支援にあたってはインクルージョンの取組みを推進し、支援に対する環境整備を進めつつ、指定通所支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 4 事業所は、児童の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行い、従業者に対し、支援にあたっては懇切丁寧を旨とし、支援の質を向上させるための研修を実施する等の措置を講じる。
- 5 事業の実施に当たっては、前各項の他、関係法令等を遵守する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 寒川町立ひまわり教室

所在地 神奈川県高座郡寒川町宮山934番地の1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の表に定めるとおりとする。

職員の職種	員数	職務内容
管理者	1人（兼務）	教室の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、教室の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
児童発達支援 管理責任者	1人（常勤職員）	適切な方法により、児童等の有する能力、おかれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて児童等の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、児童等が自立した生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討する。
		アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定通所支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用児等の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定通所支援の目標及びその達成時期、指定通所支援を提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成する。
		支援の提供にあたる担当者等を招集して行う会議を開催し、個別支援計画の原案について意見を求める。
		個別支援計画の作成にあたっては、利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した個別支援計画を記載した書面を利用者に交付する。
		個別支援計画作成後、個別支援計画の実施状況の把握（利用児等についての継続的なアセス

		メントを含む。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画を変更する。
		利用申込者の利用に際し、相談支援事業所等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定通所支援等の利用状況等を把握する。
		利用児等の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる児童に対し、必要な支援を行う。
		児童発達支援にかかる個別支援計画の作成に関する業務の他に、常に児童の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、児童又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また、他の従業者に対する技術的指導及び助言を行う。
児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者	4人（常勤職員1名、会計年度任用職員3人）	児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者は、指定児童発達支援の単位ごとに提供を行う時間帯を通じて、専ら指定児童発達支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- （1） 営業日 月曜日から金曜日まで（年末年始及び国民の祝日等は除く。）
- （2） 営業時間 午前8時30分から午後5時まで
- （3） サービス提供時間 午前9時30分から午後2時30分まで（水曜日は午後1時まで）

2 前項第3項の規定にかかわらず、児童の状況等を勘案し、管理者又は児童発達支援管理責任者が必要と認める場合は、サービス提供時間を変更するものとする。

（指定児童発達支援の定員）

第6条 事業所の利用定員は、10人とする。

- 2 事業所は、前項の定員及び指導訓練室の定員を超えて指定児童発達支援の提供を行わないものとする。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(指定通所支援を提供する主たる対象者)

第7条 指定通所支援の主たる対象者は、寒川町在住の利用者及び児童とする。

(指定児童発達支援の内容)

第8条 この事業所で行う指定児童発達支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 個別支援計画の作成及び評価
 - (2) 次に掲げる療育
 - (ア) 療育相談
 - (イ) 通園療育
 - (ウ) 外来療育
 - (3) 関係機関との連携
 - (4) 前3号に定めるもののほか管理者が必要と認めた指定児童発達支援
- 2 事業所は、自ら指定児童発達支援の質の評価を行うとともに従業者及び利用者による評価を受けて、提供するサービスの質の改善を図り、その結果を1年に1回、インターネットの利用その他の方法により公表する。

(通所給付決定保護者から受領する費用額等)

第9条 事業所は、指定児童発達支援を提供したときは、利用者から当該指定児童発達支援に係る利用者負担額を受領する。この場合において、当該指定児童発達支援について厚生労働大臣が定める基準に基づいて算定した費用の額（以下「費用額」という。）のうち当該利用者負担額を超える部分の額については、「法定代理受領」により寒川町から支払いを受けるものとする。

- 2 事業所は、前項後段の規定による法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供したときは、利用者から当該指定児童発達支援に係る費用額を受領するものとする。
- 3 事業所は、前2項に定めるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号の費用の区分に応じ、当該各号に掲げる額を利用者から受領するものとする。
 - (1) 個人用教材費 1月につき500円
 - (2) 行事等に係る費用 実費相当額

- (3) 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当であるもの（月8日以上利用している場合に限る）1月につき500円

- 4 事業所は、前3項の規定により利用者負担額等を受領したときは、当該費用に係る明細書を当該費用の額を支払った利用者に対して交付する。
- 5 事業所は、第3項の規定により受領する費用については、利用者に当該費用の必要性や算定方法等を説明し、当該費用を負担することについて、あらかじめ、利用者の同意を得るものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第10条 事業所は、利用者の希望により、児童が同一の月に指定障害児通所支援と指定児童発達支援を受けたときは、指定障害児通所支援に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第21条の5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費の額を控除して得た額を算定し、利用者負担額等合計額が、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「令」という。）第24条第1項に規定する負担上限月額又は令第25条の5第1項に規定する高額障害児通所給付費算定基準を超えるときは、指定障害児通所支援等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を寒川町に報告するとともに、児童等及び指定障害児通所支援等を提供した指定障害児通所支援事業者に通知し上限額管理を行うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、次のとおりする。

寒川町全域

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、サービスを利用するに当たっては、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 宗教活動や営利を目的とした勧誘
- (2) 暴力行為その他の他の利用者に迷惑を及ぼす言動
- (3) 秩序や風紀を乱し、安全や衛生を害する行為

(緊急時における対応)

第13条 事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供中に児童の病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、

管理者に報告しなければならない。この場合において、主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

- 2 指定通所支援の提供により事故が発生したときは、直ちに、管理者に報告し、神奈川県及び寒川町福祉課に連絡し、必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、非常災害に備えて、寒川町の業務継続計画に基づいて事業所として業務継続計画を整備する。

- 2 事業所は、前項の規定により整備する計画に基づいて定期的に必要な訓練を行う。

(苦情解決)

第15条 提供した指定児童発達支援に関する利用者その他の児童の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受付けるための窓口を子育て支援課に設置するものとする。

- 2 事業所は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、提供した指定児童発達支援に関し、法の規定により、神奈川県知事等が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提出の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、利用者その他の児童の家族からの苦情に関して寒川町長、神奈川県知事等が行う調査に協力するとともに、寒川町長、神奈川県知事等から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業所は、寒川町長、神奈川県知事等から求めがあったときは、前項の改善の内容を報告する。
- 5 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が、同法第85条の規定により行う調査又はあっせんに協力する。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、その業務上知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 事業所の職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 3 事業所は、職員を雇用するときは、前項の内容を雇用契約に定めるものとする。
- 4 事業所は、他の指定障害児通所支援事業所その他の関係機関に対して利用者等に関す

る情報を提供するときは、あらかじめ、利用者等の同意を得るものとする。ただし、利用者等の生命又は身体の保護のために緊急の必要がある場合は、この限りでない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第17条 事業所は、児童に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為は行わない。

- 2 児童の人権の擁護、虐待の防止等を図るため、管理者が虐待防止のための責任者となり、児童発達支援管理責任者、事業所の職員その他管理者が必要と認める者で組織する虐待防止委員会を開催するとともに、従業者に対し日々の活動中事故に至らなかったが事故になる可能性があった状況やその後の対応策を記録させ、その内容を共有し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講ずる。

(身体拘束等の禁止)

第18条 事業所は、サービスの提供にあたっては、児童又は他の児童の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他児童の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所はやむを得ず身体拘束等を行う場合にはその様態及び時間、その際の児童の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（切迫性、非代替性、一時性）その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、必要に応じ管理者を含めた適正化委員会を開催し対策を検討する。その結果に従業者に対し、周知するとともに、身体拘束等の適正化のための研修を実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、従業者の資質向上を図るため、次に掲げる研修（前条に規定する児童の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）を実施する。

- (1) 採用時研修 採用1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回
- (3) 資質向上研修（虐待・身体拘束の検討を含む。） 月1回

- 2 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、児童に対する児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存する。

- (1) 提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の記録

- (2) 個別支援計画
- (3) 寒川町への通知に係る記録
- (4) 身体拘束等の記録
- (5) 苦情の内容等の記録
- (6) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。